

**令和8年度利用分  
学校体育施設開放 定期利用団体募集要項**

## 1 内容

- ・市では、市民の健康増進及び社会体育の普及振興のために、地域の団体やサークルなどがスポーツ活動で利用する場合に限り、市内の学校体育施設を無料開放しています。
- ・令和8年度に定期利用を希望する団体は、本募集要項に従い申請書を提出してください。

## 2 利用資格

- ・市内在住または在勤5人以上で構成する団体。ただし、未成年で構成されている団体については、保護者など成人の代表者が必要です。

## 3 利用料金

- ・無料

## 4 開放施設

- ・別紙「R8 学校体育施設開放 開放校一覧」を参照してください。
- ・別紙「令和8年度学校体育施設開放 空き状況」の空きがある枠について募集を行います。

## 5 開放曜日及び時間

	曜日	体育館	グラウンド
市立小学校	月～金	午後6時～午後9時	—
	土日	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時	午前9時～正午 午後1時～午後5時
市立中学校	月～金	午後7時～午後9時	—
	土日	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時	午前9時～正午 午後1時～午後5時
旧小学校	月～日	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時	午前9時～正午 午後1時～午後5時
県立新発田高校	月火木金	午後7時～午後9時	—
県立新発田竹俣特別支援学校	月～金	午後6時～午後9時	—
	土日祝	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時	午前9時～正午 午後1時～午後5時

※学校の部活動などにより定期利用ができない期間、曜日、時間帯などがあります。詳しくは、市ホームページをご覧いただくな、お問い合わせください。

## **6. 申込方法**

- ・「申請書」と「定期利用団体登録届」を直接、郵送、Eメールまたは電子申請でスポーツ推進課へ提出してください。
- ・一つの枠に複数の団体から利用希望があった場合、学校体育施設開放調整会議にて利用調整を行います。該当団体には募集期間終了後に別途お知らせしますので、必ず出席してください。

## **7. 申込留意事項**

- ・原則、同一の団体が複数の学校に渡って同じ曜日・時間帯を申請することはできません。
- ・学校によっては、工事等の関係で、一定期間使用ができない期間があります。「学校体育施設開放 開放校一覧」、「空き状況一覧」を参照してください。
- ・体育館内でのサッカー及びフットサル利用の制限がある学校があります。可否情報については、「学校体育施設開放 開放校一覧」を参照してください。なお、利用可能であってもシュート練習など、体育館の壁面等にボールが強く当たるおそれのある行為は禁止です。
- ・体育館によっては、設備等の関係で利用できない種目がある場合があります。学校に確認する必要があるため事前にお問合せください。
- ・県立新発田高校体育館は半面単位のみです（全面の申請はできません）。
- ・このほか、「学校体育施設開放利用上の注意事項」を確認してください。

## **8 その他**

- ・令和4年度からメールでの学校体育施設利用に係る連絡(利用休止日等)を始めています。メールが利用できる方については、可能な限りメールアドレスの記入をお願いします。メールが利用できない方にはこれまでどおり郵送や電話で連絡します。

## **9 申込先**

〒957-8686 住所記載不要

スポーツ推進課スポーツ推進係（ヨリネスしばた6階）

TEL：0254-28-9660（課直通）

FAX：0254-28-9670（6階フロア共通）

Eメール：sports アットマーク city.shibata.lg.jp

※メールを送信する際は「アットマーク」を「@」へ置き換えてください。

## **10 申込受付期間**

- ・1月6日（火）～1月23日（金）必着

## **11 学校体育施設開放調整会議**

### **(1)開催日時**

2月19日（木） 受付 午後6時15分／会議 午後7時00分

※会議は概ね1時間程度を予定

### **(2)会場**

カルチャーセンター アリーナ

### **(3)内容**

募集の結果、複数の団体から利用希望があった枠について、利用を希望する団体同士で話し合いなどにより利用調整していただきます（半面ずつ利用、隔週利用、ローテーション利用など）。利用調整が必要な団体には、募集期間終了後に別途お知らせしますので、必ず出席してください。